

さいたま市告示一覧

令和4年8月16日から
同月31日まで

【目次】

- 第1264号 市が実施する一般競争入札
【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】
- 第1265号 土地区画整理事業の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第1266号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1267号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1268号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1269号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1270号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1271号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1272号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室】
- 第1273号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1274号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1275号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1276号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1277号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1278号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1279号 市が実施する一般競争入札
【消防局予防部予防課】
- 第1280号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】
- 第1281号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局南部市税事務所納税課】

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

- 第1282号 土地区画整理事業の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第1283号 土地区画整理事業の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可
【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
- 第1284号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1285号 市が実施する一般競争入札
【市民局区政推進部】
- 第1286号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1287号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1288号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
- 第1289号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課】
- 第1290号 市が実施する一般競争入札
【スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室】
- 第1291号 指定緑地の指定
【都市局みどり公園推進部みどり推進課】
- 第1292号 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
【教育委員会事務局中央図書館管理課】
- 第1293号 農用地利用集積計画を定めた件
【経済局農業政策部農業政策課】
- 第1294号 市が実施する一般競争入札
【建設局土木部道路環境課】
- 第1295号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】
- 第1296号 差押財産の公売及びその見積価格
【財政局南部市税事務所納税調査課】
- 第1297号 差押財産の公売及びその見積価格
【財政局南部市税事務所納税調査課】
- 第1298号 差押財産の公売及びその見積価格
【財政局南部市税事務所納税調査課】
- 第1299号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1300号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1301号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

- 第1302号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1303号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1304号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1305号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1306号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第1307号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第1308号 市が実施する一般競争入札
【教育委員会事務局学校教育部高校教育課】
- 第1309号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】
- 第1310号 議会の招集
【総務局総務部総務課】
- 第1311号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1312号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1313号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1314号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1315号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1316号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1317号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第1318号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】

さいたま市告示第1264号

さいたま市不法投棄監視カメラ設置等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市不法投棄監視カメラ設置等業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区見山地内外3箇所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年9月12日から令和5年3月24日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するとともに仕様書を貸与する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館 地下1階

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係

電話 048（829）1609

(2) 交付期間

告示の日から令和4年8月22日（月）午後4時まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 申請方法

持参

(2) 申請場所

3(1)に同じ

(3) 申請期間

3(2)に同じ

(4) 申請書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年8月26日（金）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月1日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月1日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所7階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 環境推進係
電話 048(829)1337 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館地下1階
さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係
電話 048(829)1609 FAX 048(829)1933

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p090956.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

告示期間の期限日（令和4年8月29日まで）

さいたま市告示第1265号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年12月22日から令和13年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市南区大字大谷口字向原、字細野、字明花の各一部

さいたま市南区大字太田窪字善前北、字善前南の各一部

さいたま市南区大字太田窪字向原の全部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成7年12月22日

6 公告の方法

第68条中「さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所」を「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」に変更する。

7 変更認可の年月日

令和4年8月17日

さいたま市告示第1266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (株)浦和ビルヂング
所 在 地 さいたま市浦和区仲町一丁目7番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社イトーヨーカ堂
代 表 者 代表取締役 山本 哲也
住 所 東京都千代田区二番町8番地8

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝 富博

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本 哲也

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂を含む9社 別表「小売業者一覧（変更前）」参照

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂を含む9社 別表「小売業者一覧（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

別表「小売業者一覧（変更前）」及び「小売業者一覧（変更後）」参照

(5) 変更する理由

建物設置者の代表者変更、小売業者の退店、新規出店による。

2 届出年月日

令和4年8月3日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年8月17日から令和4年12月19日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番地4

電話 048(829)6179

FAX 048（829）6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年8月17日から令和4年12月19日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区中島一丁目35番1、40番1、40番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都練馬区石神井町二丁目26番11号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
- 3 許可番号
令和4年5月30日
第 開 - S 2 0 2 2 0 0 9 号
- 4 検査済証番号
令和4年8月16日
第 完 - S 2 0 2 2 0 0 9 号

さいたま市告示第1268号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年8月23日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年8月17日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 12日	犬	南区内谷	雑種	メス	白	10~15 歳	有	赤色、布製

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字飯田字裏94番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年10月5日

第開-N2021099号

4 検査済証番号

令和4年8月17日

第完-N2021099号

さいたま市告示第1270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市西区大字植田谷本字金谷312番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年4月7日
第開-N2021195号
- 4 検査済証番号
令和4年8月17日
第完-N2021195号

さいたま市告示第1271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字平林寺字東653番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市岩槻区大字平林寺653番1
株式会社シマダ住設 代表取締役 島田勝行
- 3 許可番号
令和4年8月5日
第変-N2021041号
- 4 検査済証番号
令和4年8月17日
第完-N2021041号

さいたま市告示第1272号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

さいたまスポーツシュール推進施設の整備に向けた方針策定支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年8月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたまスポーツシュール推進施設の整備に向けた方針策定支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

実施要項等のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は9,306,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本事業企画提案書の招請日において、「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本件の招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 企画提案に係る実施要項の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、実施要項等を交付するものとする。

る。

(1) 交付場所

ア 業務主管課での交付

担当：さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室

所在地：さいたま市浦和区常盤6-4-4

連絡先：電話 048(829)1737

FAX 048-829-1996

イ さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたまスポーツシュール推進施設の整備に向けた方針策定支援業務企画提案の募集について】

(2) 交付期間

本件の招請日から令和4年8月25日（木）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思の表明手続を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

3(2)に同じ

(3) 提出方法

ア 電子メールによる（詳細は実施要項のとおり）

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付方法

ア 電子メールによる（詳細は実施要項のとおり）

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)アに同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年8月29日（月）までに、さいたま市ホームページ上に随時公表する。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたまスポーツシュール推進施設の整備に向けた方針策定支援業務企画提案の募集について】

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

実施要項のとおり

(2) 提出期間

令和4年9月1日（木）から令和4年9月2日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

持参

(4) 提出場所

3(1)アに同じ

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさない又は満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す予算の上限額を超える額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかったものが提出した企画提案書

7 プレゼンテーション

企画提案書等の提出者は、プレゼンテーションにおいて、提案内容の説明を行うものとする。

なお、プレゼンテーション実施の日時及び会場については、後日通知する。

8 最優秀提案者決定の方法

最優秀提案者の決定に当たっては、本市の定める事業者選定委員会において審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

9 その他

(1) 企画提案書提出期限の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

(2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(5) 詳細は、実施要項による。

10 連絡先

担当：さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室

所在地：さいたま市浦和区常盤6-4-4

連絡先：電話 048(829)1737

FAX 048-829-1996

さいたま市告示第1273号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年 8月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 8月12日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 52台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/08	東浦和駅	埼玉県警17-7459165	H7F55902		
2022/08/08	南浦和駅西口	埼玉県警20-200152360	B9X53037		
2022/08/08	武蔵浦和駅	西新井L-08781	STJ015854		
2022/08/08	西浦和駅	埼玉県警17-7118922	A17AA35750		
2022/08/08	西浦和駅	埼玉県警22- 2225111690	LCMA005666		
2022/08/08	西浦和駅	埼玉県警18-8383183	T18F02262		
2022/08/08	西浦和駅	埼玉県警19-190291057	A18AJ02517		
2022/08/09	南浦和駅東口	埼玉県警17-7377598	A16AB78167		
2022/08/09	南浦和駅西口	埼玉県警18-8416921	SSG371725		
2022/08/09	武蔵浦和駅	埼玉県警21-212238724	A13AH59206		
2022/08/09	武蔵浦和駅	埼玉県警21-214690896	A21AG01791		
2022/08/09	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2565413	STLDA37983		
2022/08/12	南浦和駅東口	埼玉県警16-6535931	B6B02705		
2022/08/12	南浦和駅西口	埼玉県警22-221952677	A22AA66095		
2022/08/12	南浦和駅西口	埼玉県警21-214170353	SNVC00906		
2022/08/12	南浦和駅西口	埼玉県警13-3320118	LCMC006415		
2022/08/12	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2257954	FJA2A73366		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/08	大宮駅東口	埼玉県警20-202870805	STL330411		
2022/08/08	大宮駅東口	不明	F20100649		
2022/08/08	大宮駅西口	埼玉県警22-220551717	SVK307139		
2022/08/08	大宮駅西口	埼玉県警19-194903200	H9SI01116		
2022/08/08	大宮駅西口	埼玉県警12-2451883	S2D23988		
2022/08/08	東大宮駅東口	埼玉県警17-7255232	S6I025008		
2022/08/09	大宮駅東口	埼玉県警15-5296988	B5B61573		
2022/08/09	宮原駅東口	埼玉県警20-202883885	F20189632		
2022/08/12	大宮駅東口	茨木436829	F20478324		
2022/08/12	大宮駅西口	宮城県警02947482	A17AA85358		
2022/08/12	大宮駅西口	埼玉県警18-8331571	K18AK11639		
2022/08/12	大宮駅西口	不明	V220305846		
2022/08/12	宮原駅東口	埼玉県警20-200102584	T95AF193		
2022/08/12	東大宮駅東口	港北13-0486874	TF1B33457		
2022/08/12	東大宮駅西口	不明	6H058532		
2022/08/12	東大宮駅西口	埼玉県警20-201194202	F190980034		
2022/08/12	東大宮駅西口	埼玉県警20-203434839	A19PL02882		
2022/08/12	新都心駅東口	埼玉県警06-6355281	CS50910473		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/08	浦和駅西口	埼玉県警16-6023443	A15AJ65791		
2022/08/08	北浦和駅東口	埼玉県警19-191936582	C9DC9911		
2022/08/08	北浦和駅東口	埼玉県警20-203866283	SUE024799		
2022/08/09	浦和駅東口	埼玉県警20-204100322	STSKY27767		
2022/08/09	浦和駅西口	埼玉県警20-204496510	B0E68514		
2022/08/09	浦和駅西口	埼玉県警20-205329579	F20980600		
2022/08/12	浦和駅西口	埼玉県警18-8155552	S7L022631		
2022/08/12	北浦和駅東口	埼玉県警22-222997712	B2C32300		
2022/08/12	北浦和駅西口	埼玉県警13-3150112	SMI232586		
2022/08/12	北浦和駅西口	埼玉県警16-6458567	Y50609696		
2022/08/12	与野駅東口	埼玉県警19-191698665	SVTA09290		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/08	東岩槻駅	埼玉県警16-6299784	B1L33708		
2022/08/09	岩槻駅	埼玉県警16-6136751	A15AJ70760		
2022/08/09	岩槻駅	鶴見09-0433478	GF6L89155		
2022/08/09	岩槻駅	埼玉県警19-190529029	SSI021148		
2022/08/12	岩槻駅	埼玉県警21-214534967	SVD008820		
2022/08/12	岩槻駅	埼玉県警20-201221544	ZY9L191061		

合計: 52台

さいたま市告示第1274号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 軽自動車税（種別割） 督促状
- ・ 国民健康保険税（普徴） 督促状
- ・ 法人市民税 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第1275号

さいたま市の発注する「真福寺貝塚発掘調査現場仮設工事」ほか11件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした

入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-5436-1	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	真福寺貝塚発掘調査現場仮設工事	
工事場所	さいたま市岩槻区城南3丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで	
概要	土留工一式 給水設備工一式 仮設工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後2時00分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話 048-829-1723							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4368-15							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		準用河川深作川改修工事（北河R4）							
工事場所		さいたま市見沼区大字丸ヶ崎地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月13日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長90m 防護柵工一式 舗装工90㎡ 構造物撤去工一式 法覆護岸工19㎡ 仮設工一式							
予定価格（税込）		12,408,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外	-							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	外に提出を要する書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）
保証金及び支払方法		入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180
契約整理番号		04-4368-16
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		準用河川新川佐知川橋取付道路整備工事（北河R4）
工事場所		さいたま市西区大字佐知川地内外
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで
概要		延長20.8m 道路土工一式 排水構造物工27.7m 舗装工168.4㎡ 擁壁工12m 撤去工一式 付帯工一式
予定価格（税込）		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで
入札書提出期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後2時20分
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
2に掲げるもの以外		—

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	外に提出を要する書類	
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）
保証金及び支払方法		入札保証金 免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180
契約整理番号		04-4365-67
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
工事名		スマイルロード整備工事（R4市道イワ106号線）
工事場所		さいたま市岩槻区上野5丁目地内外
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで
概要		概算数量発注方式による発注 延長450m 幅員8.0m 舗装工【夜間】 切削オーバーレイ工（再生粗粒度As-20、平均切削深さ12cm、t=7cm）3570㎡ 路面切削工（平均切削深さ5cm）24㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）3590㎡ 付帯工【夜間】一式
予定価格（税込）		事後公表
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで
入札書提出期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後2時30分
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計	閲覧等の方法及び	電子配布

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	開始期日	令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<p>・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。</p> <p>・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。</p>							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-75							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4市道10146号線外）							
工事場所		さいたま市大宮区高鼻町1丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長473.8m 幅員5.0m～7.1m 舗装工 切削オーバーレイ工（平均切削深t=5cm、再生密粒度As-20、t=5cm）2650㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4365-76							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道10204号線外）							
工事場所	さいたま市北区植竹町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長226.6m 幅員4.0m 道路土工一式 排水構造物工 L型側溝（300型）398m L型側溝用集水樹（深550）20箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=15cm）4㎡（RC-40、t=14cm）120㎡ 上層路盤（C-30、t=10cm）123㎡ 不陸整正（C-30、平均t=3cm）672㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入）、t=5cm）672㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるものの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当 							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4365-74							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道10840号線）							
工事場所	さいたま市北区吉野町2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長118.8m 幅員5.6m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300×300、車道用）136m（300×300、横断用）8m（300×300、横断用Z付）21m 角型集水ます（□500×H600）7基 舗装工 表層（透水性As、樹脂・消石灰入り）583㎡ 上層路盤（C-30、t=14cm）51㎡ 下層路盤（RC-40、t=26cm）51㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後3時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4459-11							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	産業道路原山2工区街路整備工事（R4）							
工事場所	さいたま市緑区太田窪1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	延長63m 道路土工一式 擁壁工63m 構造物撤去工一式 排水構造物工115m 防護柵工63m 舗装工596㎡							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、大宮区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4356-74							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（一般県道蒲生岩槻線・笹久保工区）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字笹久保地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	延長82m 道路土工一式 構造物撤去工一式 舗装工 車道舗装工24㎡ 歩道舗装工104㎡ 区画線工141m 排水構造物工 U型側溝53m 擁壁工 L型擁壁57m 縁石工 街渠81m 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-3382-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	市道20035号線道路整備工事（R04）							
工事場所	さいたま市大宮区仲町1丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

概要	延長145m 幅員5m 道路土工一式 舗装工 インターロッキングブロック舗装 513㎡ 排水構造物工 L型側溝260m 縁石工12m 区画線工16m 道路附属施設工一式 構造物撤去工一式 付帯工一式 管きょ工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	58,157,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局都心整備部大宮駅東口まちづくり事務所 電話 048-646-3290								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	04-2382-16								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大戸児童センター中規模修繕工事								
工事場所	さいたま市中央区大戸6丁目2番19号								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月17日まで								
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 電気設備工事 機械設備工事 外								
予定価格（税込）	95,678,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後3時00分								
名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-5208-21							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立八王子中学校体育館空調設備設置工事							
工事場所	さいたま市中央区八王子4丁目2番1号							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月17日まで							
概要	空気調和設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 ガス設備工事一式							
予定価格（税込）	71,016,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後3時10分							
参加資格	名簿掲載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する	-						

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	書類							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1276号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R4主要地方道さいたま川口線）その2」ほか2件の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当た

る場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

- (3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。
- 6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
- ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内

訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

- (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

9 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

10 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

11 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	04-4465-29
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）
参加形態	単体企業
工事名	道路修繕工事（R4主要地方道さいたま川口線）その2
工事場所	さいたま市緑区大字中尾地内外
履行期間	契約確定の日から令和5年2月3日まで
概要	概算数量発注方式による発注 主要地方道さいたま川口線（第二産業道路）延長123.9m 幅員16.6～17.3m 主要地方道さいたま川口線 延長80.8m 幅員7.0～11.3m 舗装工 路面切削45㎡ 切削オーバーレイ2675㎡ 表層2720㎡

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

		区画線工一式 道路付属物工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4主要地方道さいたま川口線）その2）.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-68							
入札方法		一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態		単体企業							
工事名		スマイルロード整備工事（R4市道イワ226号線）							
工事場所		さいたま市岩槻区大字笹久保地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長351.2m 幅員5.7~10.1m 舗装工 路面切削工（切削深さt=5cm）13㎡ 切削オーバーレイ工（切削深さt=12cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）2380㎡ 表層工（再生密粒度As-20、t=5cm）2390㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

入札書提出期間		令和4年9月5日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（スマイルロード整備工事（R4市道イワ226号線）.pdf）」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4365-77							
入札方法		一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態		単体企業							
工事名		道路修繕工事（R4市道イワ201号線）							
工事場所		さいたま市岩槻区大字鹿室地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年1月31日まで							
概要		概算数量発注方式による発注 延長69m 幅員12.4～13.8m 舗装工 路面切削（平均切削厚5cm）1180㎡ 切削オーバーレイ（平均切削厚7cm、再生粗粒度As-20、t=7cm）1130㎡ 表層（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1180㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
調査基準価格		設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間		令和4年9月1日（木）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

入札書提出期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月7日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月8日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（道路修繕工事（R4市道イワ201号線））.pdf」ファイルを参照すること。							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年8月31日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月5日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1277号

さいたま市の発注する「羽根倉橋（上り線）耐震補強及び補修工事その5（2債）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10

分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 羽根倉橋（上り線）耐震補強及び補修工事その5（2債） イ 大宮駅西口デッキ補修工事（その5） ウ 芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R4-1016）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。
契約整理番号	04-4456-21
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	羽根倉橋（上り線）耐震補強及び補修工事その5（2債）
工事場所	さいたま市桜区大字下大久保地内外
履行期間	契約確定の日から令和5年6月30日まで
概要	【補修工事】下部工補修（P11-13橋脚）一式 【耐震補強工事】落橋防止装置設置工（P10（P11側）-P13橋脚）一式
予定価格（税込）	250,503,000円

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	04-4356-71								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大宮駅西口デッキ補修工事（その5）								
工事場所	さいたま市大宮区錦町地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで								
概要	塗装工 1018㎡ 化粧板パネル取替工（下面取替） 382㎡（側面下・側面取替） 54㎡ 根巻コンクリート補修工（橋脚柱） 5基 排水管設置工 95m 仮設工一式								
予定価格（税込）	219,670,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4387-30							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R4-1016）							
工事場所		さいたま市見沼区染谷3丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要		延長1107.5m 管きょ工（開削φ200mm、硬質塩ビ管）930.9m（圧入二工程推進φ200、低耐）176.6m マンホール工 組立1号マンホール21箇所 組立枠円マンホール14箇所 小型マンホール6箇所 鋼製ケーシング内特殊1号マンホール5箇所 取付管工49箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後1時50分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

		「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1278号

さいたま市の発注する「岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R4-1022）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R4-1022） イ 宮前第一高架橋補修工事（その2） ウ 水辺公園橋架換工事
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。
契約整理番号	04-4387-31
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	岩槻第4処理分区下水道工事（北建-R4-1022）
工事場所	さいたま市岩槻区大字小溝地内
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで
概要	延長777.6m 管きょ工（開削φ200、硬質塩ビ管）777.6m マンホール工 組立1号マンホール17箇所 組立楕円マンホール9箇所 小型マンホール3箇所 取付管工 取付管84箇所 付帯工一式

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後2時00分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4356-72							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		宮前第一高架橋補修工事（その2）							
工事場所		さいたま市西区宮前町地内							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要		ひび割れ補修工1構造物 断面修復工1構造物 橋面防水（車道部）1123㎡（歩道部）282㎡ 表層（車道部）1123㎡（歩道部）282㎡ 乾式止水材38.2m 塗替塗装工490㎡ 仮設工一式							
予定価格（税込）		90,211,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

入札書提出期間		令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4456-22							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		水辺公園橋架換工事							
工事場所		さいたま市南区内谷7丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要		既設上部工撤去一式 上部工製作・架設一式							
予定価格（税込）		80,773,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後2時20分							
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月22日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月22日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1279号

児童用防火冊子電子ブック作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

児童用防火冊子電子ブック作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局6階 予防部予防課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和5年3月13日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「制作／パンフレット等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和2年以降に国又は地方公共団体と電子ブックの制作を2回以上契約した実績を証明（契約書等）した者であること又は児童用（小学生向け）の電子ブックを2回以上制作した実績を証明（電子ブックの表紙と奥付）した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

さいたま市ホームページからダウンロードする。

さいたま市ホームページ→事業者向け情報→届出・手続き→入札・契約→一般競争入札告示→業務委託→児童用防火冊子電子ブック作成業務の入札情報

(2) 交付期間

告示日から令和4年9月11日（日）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年9月12日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

1 (2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

1 (2)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月14日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月20日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28　さいたま市消防局4階　調整室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア　日時

令和4年9月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ　場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28　さいたま市消防局6階　予防部予防課
電話　048（833）7593　FAX　048（833）7529

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 告示期間

告示日から令和4年9月11日（日）まで

さいたま市告示第1280号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類

- ・市県民税 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・軽自動車税 督促状
- ・国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1281号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年8月22日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類
差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称
別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1733

さいたま市告示第1282号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成7年3月3日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市緑区大字大門字西裏、字東裏、字鶴巻、字宮下の各一部

さいたま市緑区大字下野田字宿畑、字稻荷原の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成7年3月3日

6 公告の方法

第68条中「さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所」を「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」に変更する。

7 変更認可の年月日

令和4年8月23日

さいたま市告示第1283号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

さいたま市大間木水深特定土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成3年4月12日から令和5年3月31日まで

3 施行地区

さいたま市緑区大間木二丁目、三丁目及び芝原一丁目の各一部

4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

5 設立認可の年月日

平成3年4月12日

6 公告の方法

第69条中「事務所の掲示場、さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所」を「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」に変更する。

7 変更認可の年月日

令和4年8月23日

さいたま市告示第1284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月23日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字徳力字東565番2、565番5、568番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年4月8日
第開 - N2021188号
- 4 検査済証番号
令和4年8月22日
第完 - N2021188号

さいたま市告示第1285号

さいたま市証明書交付システム機器賃貸借（大宮区区民課外3か所）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市証明書交付システム機器賃貸借（大宮区区民課外3か所）

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

担当 住民記録戸籍担当 電話 048（829）1833

(2) 交付期間

本告示日から令和4年9月6日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) その他

郵送又は電子メールによる交付を希望する者は(2)の期間内に(1)の電話番号に連絡すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

いう。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年9月8日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月15日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月15日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1286号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区東岸町174番7、174番11、175番3
- (2) 指定の年月日 令和4年8月24日
- (3) 指定の番号 第南22-016号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 10.55m

さいたま市告示第1287号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年8月30日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 19日	猫	緑区大門	雑種	メス	キジ トラ	3～6歳	無	負傷動物
8月 20日	猫	南区大谷口	雑種	オス	茶トラ 白	5～8歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1288号

さいたま市立病院小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降に、自動車メンテナンスリース長期継続契約（5年以上）の実績があること。

3 入札説明書及び仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を直接交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付部数

1部

4 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

参加資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年9月7日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 入札手続等

(1) 入札方法

月額単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月12日（月）午後1時30分

(2) 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 アッセンブリーホール

7 入札保証金

入札金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月12日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)に同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.1 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.2 その他

- (1) 提出された確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

1.3 連絡先

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248

電子メールアドレス hsp-shisetsu-kanri@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第1289号

さいたま市立病院小型乗用ハイブリッドワゴン自動車賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院小型乗用ハイブリッドワゴン自動車賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和5年3月1日から令和10年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年4月1日以降に、自動車メンテナンスリース長期継続契約（5年以上）の実績があること。

3 入札説明書及び仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を直接交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
担当 持田 電話 048(873)4248 FAX 048(873)5451

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付部数

1部

4 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

参加資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年9月7日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 入札手続等

(1) 入札方法

月額単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月12日（月）午後1時40分

(2) 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 アッセンブリーホール

7 入札保証金

入札金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年9月12日（月）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)に同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

1.1 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

1.2 その他

- (1) 提出された確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

1.3 連絡先

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院施設管理課
電話 048（873）4248

電子メールアドレス hsp-shisetsu-kanri@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第1290号

令和4年度さいたま市JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用事業アドバイザー業務について、次のとおり総合評価方式一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用事業アドバイザー業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

2 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の公告日において、「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に、業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年度以降、国、都道府県、指定都市または中核市からPPP・PFI事業による施設整備に係る、導入可能性調査、基本計画策定又はアドバイザー業務を2件以上受託した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、次により入札説明書等を無償で交付するものとする。

(1) 交付場所

ア　さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
住所：さいたま市浦和区常盤6-4-4（さいたま市役所本庁舎　8階）
電話：048-829-1737

イ　さいたま市ホームページからダウンロード
以下「さいたま市ホームページ」とはこのアドレスをいう。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p090888.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和4年8月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、前述2の要件を満たしている者は、次により競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行わなければならない。ただし、競争入札参加申込兼資格確認申請書等の郵送による提出は認めない。また、提出された確認申請書等は返却しない。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付場所

3(1)アに同じ

(3) 提出方法

持参

(4) 提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

(5) 確認申請書等の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。なお、入札参加資格がない旨の通知にはその理由を示す。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和4年9月5日（月）

(3) 入札参加資格の確認審査後の取り扱い

入札参加資格の確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札日において、入札参加資格の要件をひとつでも満たさない場合及び提出書類に虚偽の記載をした時には、入札参加資格がない者として入札への参加は認めない。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総合評価落札方式で行う。提案書作成要領兼提案書様式を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書類の提出方法

入札説明書のとおり

(3) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年9月26日（月）午後2時

イ 入札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21（さいたま市役所本庁舎西隣）

ときわ会館 3階第3会議室

(4) 入札書の提出

入札説明書のとおり

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和4年9月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 開札場所

6(3)イに同じ

(7) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査した技術点と入札価格を評価する価格点を合算した評価総合得点の最も高いものを落札者とする。

(10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
電話 048（829）1058 FAX 048（829）1996

7 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、さいたま市業務委託低入札価格取扱要綱（平成15年さいたま市制定）に基づく低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準を定めている場合において、低価格入札者の入札価格が失格基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 落札の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、入札時に提出された入札金額見積内訳書等の書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1291号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地として次のとおり指定したので告示する。

令和4年8月25日

さいたま市長 清水 勇人

1 保存緑地

(1) 指定期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで

(2) 指定番号、所在地、指定地積、区域面積

別添のとおり（別添省略）

(3) 図面

別添のとおり（別添省略）

さいたま市告示第1292号

公募型プロポーザル方式の開始

さいたま市立北図書館窓口等業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年8月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市立北図書館窓口等業務

(2) 履行場所

さいたま市北区宮原町1-852-1

(3) 業務概要

さいたま市立北図書館における窓口及び企画事業運営等に係る業務。

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は392,835,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。

）

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p090610.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年9月22日（木）午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年9月22日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課
担当 企画・調査係 電話 048（871）2176

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

令和4年8月25日（木）から令和4年9月22日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は実施要領による。）

メールアドレス chuo-lib-kanri@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

4(3)に同じ

(4) 質問に対する回答予定日

令和4年9月29日（木）までに行う。

(5) 回答方法

ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部、副本8部）

イ 見積書

(2) 提出期間

令和4年9月30日（金）から令和4年10月21日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

- (3) 提出場所
4(3)に同じ
- (4) 提出方法
持参
- (5) 無効となる企画提案書
次の企画提案書は、無効とする。
 - ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書
 - イ 虚偽の記載をした企画提案書
 - ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書
 - エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書
 - オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書
- 7 業者決定の方法
業者の決定にあたっては、さいたま市立北図書館窓口委託業務事業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。
- 8 本招請に関する事務を担当する課
さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市教育委員会中央図書館管理課
電話 048(871)2176 FAX 048(884)5500
- 9 その他
 - (1) 最優秀提案者特定の日（翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
 - (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
 - (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
 - (6) 詳細は、実施要領による。

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

さいたま市告示第1293号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙（別紙省略）のとおり公告します。

令和4年8月25日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1294号

さいたま市道路ポンプ等遠方監視システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市道路ポンプ等遠方監視システム機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和4年11月1日から令和8年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局土木部道路環境課
担当 道路橋りょう係 電話 048(829)1491

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和4年9月12日（月）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月20日（火）午前 9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市建設局土木部道路環境課
電話 048（829）1491 FAX 048（829）1988

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市建設局土木部道路環境課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1295号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年 8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 8月19日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 44台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/15	南浦和駅東口	埼玉県警19-195071241	STSDF02684		
2022/08/15	武蔵浦和駅	埼玉県警19-192469317	STC313195		
2022/08/15	武蔵浦和駅	竹ノ塚C-98103	B0B51781		
2022/08/15	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7011600	A16AL38838		
2022/08/15	西浦和駅	埼玉県警18-8247654	TC6BG593		
2022/08/18	南浦和駅東口	埼玉県警21-212542318	T1EBA900		
2022/08/18	南浦和駅東口	埼玉県警07-7399581	B7C26387		
2022/08/18	南浦和駅西口	万世橋A-63935	64C2368		
2022/08/18	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5219969	B4K80944		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/15	大宮駅東口	埼玉県警19-193780245	STG005678		
2022/08/15	大宮駅西口	埼玉県警21-213025287	STT1F31097		
2022/08/15	大宮駅西口	埼玉県警15-5254060	B5J43742		
2022/08/15	大宮駅西口	埼玉県警21-212698881	F2157087		
2022/08/15	宮原駅東口	埼玉県警15-5168071	T15EG685		
2022/08/15	土呂駅東口	埼玉県警15-5547325	GC4L02515		
2022/08/15	東大宮駅西口	埼玉県警17-7417714	A17AE14539		
2022/08/15	東大宮駅西口	埼玉県警19-193760678	YC9ND02193		
2022/08/15	東大宮駅西口	埼玉県警19-193368506	B9C10690		
2022/08/15	東大宮駅西口	埼玉県警21-210096442	V210204623		
2022/08/16	大宮駅西口	埼玉県警21-211874260	YJ60401024		
2022/08/16	大宮駅西口	埼玉県警20-204348880	SUH032391		
2022/08/16	宮原駅東口	埼玉県警20-200004167	V190404445		
2022/08/18	大宮駅西口	埼玉県警18-8147952	A17AH80161		
2022/08/18	東大宮駅東口	埼玉県警19-191749138	B9A62881		
2022/08/19	宮原駅東口	埼玉県警21-213255495	F21106571		
2022/08/19	大和田駅	埼玉県警17-7142949	A15AG85407		
2022/08/19	大和田駅	不明	A21AG21015		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/15	浦和駅東口	埼玉県警14-4443394	SX1Y2625		
2022/08/15	浦和駅西口	埼玉県警15-5570532	A15AH05946		
2022/08/15	浦和駅西口	荏原B-59608	S5C52098		
2022/08/15	北浦和駅東口	代々木B-32725	FS5A8311		
2022/08/15	南与野駅	宮城県警029989937	B8X69948		
2022/08/15	南与野駅	埼玉県警21-210107363	KSK202042424		
2022/08/16	浦和駅西口	埼玉県警20-202893872	A20AD02423		
2022/08/16	浦和駅西口	静岡県警J-2997809	U0XU46307		
2022/08/16	与野駅東口	埼玉県警20-202598340	SUE039145		
2022/08/18	浦和駅西口	埼玉県警21-211609826	H705090013		
2022/08/19	浦和駅西口	埼玉県警18-8164735	K170800753		
2022/08/19	北浦和駅西口	埼玉県警06-6276025	S5L66865		
2022/08/19	与野駅東口	埼玉県警21-212902187	F21288646		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/08/15	浦和美園駅	不明	V190308959		
2022/08/16	岩槻駅	埼玉県警22-222538793	V211209352		
2022/08/17	浦和美園駅	相模原南0482828	FC9F04043		
2022/08/18	岩槻駅	埼玉県警20-201932319	STTCF30884		

合計: 44台

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		
公売の方法	期間競り売り			
公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和4年8月26日(金) 午後1時00分から 令和4年9月7日(水) 午後11時00分まで			
競り売り開始日時	令和4年9月12日(月) 午後1時00分から			
競り売り締切日時	令和4年9月14日(水) 午後11時00分まで			
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
売 却 決 定	日 時	令和4年9月22日(木) 午前10時00分	場 所	さいたま市南部市税事務所 納税調査課
代金納付期限	令和4年9月22日(木) 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者			
その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和4年9月15日(木)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。			
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。			

公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話番号048-829-1469 FAX番号048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
南 1	シボレー トレイルブレイザー EXT LTZ 自動車登録番号又は車両番号 大宮 1 0 0 そ 8 3 2 3 登録年月日／交付年月日 令和 3 年 1 月 8 日 初度登録年月 平成 1 7 年 6 月 自動車の種別 普通 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 車名 シボレー 乗車定員 5 人 車両重量 2 2 6 0 kg 車両総重量 2 6 8 5 kg 車台番号 1 GNET 1 6MX 5 6 1 4 9 6 9 9 長さ 5 3 0 cm 幅 1 9 0 cm 高さ 1 9 3 cm 前前軸重 1 2 7 0 kg 後後軸重 9 9 0 kg 型式 GH-T370V 原動機の型式 5F 総排気量又は定格出力 5 . 3 2 L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 - 類別区分番号 - 有効期間の満了する日 令和 5 年 1 月 7 日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示	41,000	406,000	1

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		
公売の方法	期間競り売り			
公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和4年8月26日(金) 午後1時00分から 令和4年9月7日(水) 午後11時00分まで			
競り売り開始日時	令和4年9月12日(月) 午後1時00分から			
競り売り締切日時	令和4年9月14日(水) 午後11時00分まで			
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
売 却 決 定	日 時	令和4年9月15日(木) 午前10時00分	場 所	さいたま市南部市税事務所 納税調査課
代金納付期限	令和4年9月22日(木) 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者			
その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和4年9月15日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。			
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。			
公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。				

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話番号048-829-1469 FAX番号048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
南2	マツダ AZオフロード 車両番号 大宮480た6851 交付年月日 令和1年11月18日 初度検査年月 平成12年一月 自動車の種別 軽自動車 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 乗車定員 2人 最大積載量 100kg 車両重量 960kg 車両総重量 1170kg 車台番号 JM23W-210401 長さ 339cm 幅 147cm 高さ 171cm 車名 マツダ 型式 TA-JM23W 原動機の型式 K6A 燃料の種類 ガソリン 総排気量又は定格出力 0.65L 前軸重 540kg 後軸重 420kg 有効期間の満了する日 令和5年12月1日 以上、自動車検査証の表示	45,000	441,000	1

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり		
公売の方法	期間競り売り			
公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和4年8月26日(金) 午後1時00分から 令和4年9月7日(水) 午後11時00分まで			
競り売り開始日時	令和4年9月12日(月) 午後1時00分から			
競り売り締切日時	令和4年9月14日(水) 午後11時00分まで			
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上			
売 却 決 定	日 時	令和4年9月22日(木) 午前10時00分	場 所	さいたま市南部市税事務所 納税調査課
代金納付期限	令和4年9月22日(木) 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者			
その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和4年9月15日(木)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。			
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。			

公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市南部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市南部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。

担当 さいたま市南部市税事務所 納税調査課 電話048-829-1469 FAX048-829-1964

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
南3	日産 キャラバン 3.0 DX ロングボディ 自動車登録番号又は車両番号 大宮400 の 6360 登録年月日/交付年月日 令和2年7月22日 初度登録年月 平成22年3月 自動車の種別 小型 用途 貨物 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 バン 車名 ニッサン 乗車定員 3人 最大積載量 1250kg 車両重量 1920kg 車両総重量 3335kg 車台番号 VWE25-213071 長さ 469cm 幅 169cm 高さ 199cm 前前軸重 1190kg 後後軸重 730kg 型式 ADF-VWE25 原動機の型式 ZD30 総排気量又は定格出力 2.95L 燃料の種類 軽油 型式指定番号 15894 類別区分番号 0165 有効期間の満了する日 令和4年12月27日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示	44,000	437,000	1

さいたま市告示第1299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市南区南浦和一丁目599番4、599番64、599番65、599番66、599番67、599番68、599番69、599番70、599番71、599番72、599番73

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市大沢三丁目19番11号

株式会社マルヨシ 代表取締役 小山 哲央

3 許可番号

令和4年7月27日

第 変 - S 2 0 2 1 0 6 0 号

4 検査済証番号

令和4年8月25日

第 完 - S 2 0 2 1 0 6 0 号

さいたま市告示第1300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字飯塚字中島632番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年2月21日
第開 - N2021156号
- 4 検査済証番号
令和4年8月25日
第完 - N2021156号

さいたま市告示第1301号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年8月30日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年8月26日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
8月 25日	猫	岩槻区末田	雑種	不明	茶トラ	0~7日 齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1302号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道第5号線）」ほか15件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4465-31								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道第5号線）								
工事場所	さいたま市中央区八王子3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月31日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長100.0m 幅員5.8~6.0m 道路土工一式 舗装打換工 路床置換280㎡ 上層路盤553㎡ 基層570㎡ 表層570㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午前11時20分								
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4356-77								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	暮らしの道路整備工事（市道40745号線外1路線）								
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで								
概要	延長74m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤224㎡ 上層路盤226㎡ 表層226㎡ 排水構造物工 側溝工141m 集水柵工3箇所 暗渠工3m 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午前11時30分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4365-83								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R4市道6738号線）								
工事場所	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎新田地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年1月27日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長420.0m 幅員5.5m 舗装工 路面切削（平均切削厚 t=5 cm）2320 m ² 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=7 cm、再生粗粒度 As、t=7 cm）2310 m ² 表層（再生密粒度 As、t=5 cm）2317 m ² 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月 9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後4時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月 5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-5208-22							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事							
工事場所	さいたま市中央区上落合4丁目14番24号							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年6月24日まで							
概要	屋上防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部仕上改修工事 便所改修工事 外構改修工事 外							
予定価格（税込）	639,540,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	建築工事業 S級					
		その他の構成員	建築工事業 S級又はA級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-7253-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	岩槻区役所府内別館予防保全・新療育センター整備（建築）工事								
工事場所	さいたま市岩槻区府内1丁目8番1号								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和5年12月14日まで								
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内部改修工事 塗装改修工事 環境配慮改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	349,910,000円								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-9857-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	ナックファイブスタジアム大宮大型映像装置改修工事							
工事場所	さいたま市大宮区高鼻町4丁目地内							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年3月15日まで							
概要	大型映像装置設備工事一式 電灯設備工事一式 構内通信線路設備工事一式 空気調和設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	502,480,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿掲載業種等	代表構成員	電気工事業 A級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）900点以上					
		その他の構成員	電気工事業 A級					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に記載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員							
	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4459-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道場三室線2工区街路整備工事（R4-1）（2債）								
工事場所	さいたま市桜区西堀9丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで								
概要	延長230m 幅員37.5m 道路土工一式 地盤改良工（セメント安定処理）2940㎡ 擁壁工39m 排水構造物工713m 安全施設工236m 縁石工316m 舗装工（車道部）3493㎡（歩道部）2266㎡ 区画線工1634m 電線共同溝 管路工（電力）2281m（通信）1974m プレキャストボックス工26基 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4456-23								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	電線共同溝整備工事（一般県道鴻巣桶川さいたま線・3工区）								
工事場所	さいたま市浦和区針ヶ谷3丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月24日まで								
概要	延長242m 開削土工一式 管路工（電力）2435m（通信）1142m 特殊部工36組 舗装工2180㎡ 付帯工一式 仮設工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4484-18								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川第38処理分区下水道工事（南再-R4-401）								
工事場所	さいたま市中央区新中里1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで								
概要	耐震工 管きょ更生工（既設管径300～700mm）693.1m 耐震継手設置工（既設管径300～700mm）29箇所								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後2時20分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4484-19								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鴨川第42処理分区外下水道工事（南再-R4-3003）								
工事場所	さいたま市浦和区常盤9丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで								
概要	改築工 管きょ更生工（φ250～1500）488.9m 耐震継手設置工（φ250～1500）26箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	100,122,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後2時30分								
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-4468-8								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	FK-12・FK-1001排水路整備工事（南河R4）								
工事場所	さいたま市緑区大字南部領辻地内								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで								
概要	排水路改修 柵渠 252m U型側溝 290m 集水榭工 2基 防護柵工 251m 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6231								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-1453-6								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	東大成保育園中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市北区東大成町2丁目103番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年5月12日まで								
概要	屋根改修工事 外壁塗装改修工事 内装改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	118,470,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後2時50分								
参加資格	名簿掲載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和2年度又は令和3年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和2年1月1日から令和3年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和4年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・「東大成保育園中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-1453-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	東大成保育園中規模修繕（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市北区東大成町2丁目103番地								
履行期間	契約確定の日から令和5年5月12日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 給湯設備工事一式 排水設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式 電灯設備工事一式 動力設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 防犯・入退室管理設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	58,212,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年9月14日（水）午前9時から 令和4年9月16日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月20日（火）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月22日（木）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月13日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月16日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・「東大成保育園中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-6456-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	2者による特定共同企業体								
工事名	さいたま市東楽園再整備事業建設（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字膝子字中田984番外								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年12月11日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 発電設備工事一式 構内情報通信網設備工事一式 構内交換設備工事一式 情報表示設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共 同受信設備工事一式 監視カメラ設備工事一式 防犯・入退室管理設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 構内配電線路工事一式 構内通信線路工事一式								
予定価格（税込）	369,600,000円								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和4年9月16日（金）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月22日（木）午前9時から 令和4年9月26日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月27日（火）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	電気工事業 A級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果 通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点 を加算したもの）900点以上						
		その他の構成員	電気工事業 A級						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市 競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及 び等級で登載された者であること。								
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請 事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。								
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完 成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす る。								
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-								
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月15日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月21日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-6456-7
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-6456-8								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	2者又は3者による特定共同企業体								
工事名	さいたま市東楽園再整備事業建設（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字膝子字中田984番外								
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年12月11日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ろ過設備工事一式 都市ガス設備工事一式								
予定価格（税込）	1,147,300,000円								
調査基準価格	設定する（失格基準有）								
参加申請受付期間	令和4年9月16日（金）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年9月22日（木）午前9時から 令和4年9月26日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月27日（火）午後2時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	代表構成員	管工事業 A級かつ資格審査数値（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に発注者別評価点を加算したもの）1,000点以上						
		その他の構成員	管工事業 A級						
	特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。								
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。						
その他の構成員		さいたま市内に、本店を有していること。							
特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。									
施工実績等	代表構成員								
	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成24年度以降、長さ25m以上のプールを含む1棟の延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築の工事（ただし、増築又は改築の工事にあつては、当該増築又は改築部分に長さ25m以上のプールを含み、当該増築又は改築部分について1棟の延べ面積が2,000㎡以上であること。）に係る空調設備工事又は給排水設備工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
	その他の構成員 本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。								
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月15日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月21日（水）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-6456-8
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 ・本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 ・「さいたま市東楽園再整備事業建設（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-6456-9							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	2者による特定共同企業体							
工事名	さいたま市東楽園再整備事業建設（土木）工事							
工事場所	さいたま市見沼区大字膝子字中田地内							
履行期間	議会の議決を得たる日から令和6年12月11日まで							
概要	敷地造成工17180㎡ 構造物撤去工一式 植栽工2660㎡ 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 電気設備工一式 園路広場整備工一式 遊戯施設整備工16基 サービス施設整備工一式 管理施設整備工一式 建築施設組立設置工2基 防火水槽工2基 道路土工670㎡ 擁壁工51m 舗装工1730㎡							
予定価格（税込）	606,914,000円							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和4年9月16日（金）午前9時から 令和4年9月21日（水）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月22日（木）午前9時から 令和4年9月26日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月27日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	代表構成員	土木工事業 S級					
		その他の構成員	土木工事業 S級又はA級					
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	代表構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		その他の構成員	さいたま市内に、本店を有していること。					
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
施工実績等	代表構成員及びその他の構成員 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月15日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月21日（水）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

契約整理番号	04-6456-9
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課 電話 048-829-1259
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示第1303号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道〇272号線外1路線）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10

分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア 暮らしの道路整備工事（市道〇272号線外1路線） イ 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事（R4-2） ウ 狐橋外2橋補修工事 エ 大戸歩道橋補修工事 オ 浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事（R4-1）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事エの落札候補者が行った対象工事オの入札は無効とする。
契約整理番号	04-4456-24

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道〇272号線外1路線）							
工事場所	さいたま市緑区大字南部領辻地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	延長 359m 道路土工一式 構造物撤去工一式 舗装工 透水性アスファルト舗装工 1070 m ² アスファルト舗装工 12 m ² 排水構造物工 長尺U型側溝 371m 自由勾配側溝 265m 切回し側溝 1箇所 横断暗渠 32m 集水柵 27箇所 区画線工一式 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月 9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午前10時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は見沼区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月 5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-3271-12							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事（R4-2）							
工事場所	さいたま市緑区大字中野田地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

概要	道路土工一式 擁壁工 現場打L型擁壁（0.8～2.3m）216m プレキャストL型擁壁（1.4～2.2m）118m 柵板土留め（2段～4段）62m 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午前10時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 電話 048-878-5140							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4456-25							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	狐橋外2橋補修工事							
工事場所	さいたま市南区南浦和3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	狐橋補修工事一式 24橋補修工事一式 前通り一の橋補修工事一式							
予定価格（税込）	39,996,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

入札書提出期間		令和4年9月 9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午前10時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月 5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はIの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		04-4456-26							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		大戸歩道橋補修工事							
工事場所		さいたま市中央区大戸6丁目地内外							
履行期間		契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要		橋梁塗装工一式 伸縮目地補修工一式 FRP補修工一式 舗装打換え工一式 橋面防水工一式 排水管取替工一式 防鳥ネット設置工一式 足場工一式							
予定価格（税込）		37,917,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年9月 9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午前11時00分							
参加	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

		「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は大宮区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日(月)から						
	質問受付期間	令和4年8月29日(月)午前9時から 令和4年9月5日(月)午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日(木)						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事(受注者希望型)」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事又はこの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-3271-11							
入札方法	一般競争入札(電子)							
参加形態	単体企業							
工事名	浦和東部第一特定土地地区画整理事業 擁壁設置工事(R4-1)							
工事場所	さいたま市緑区大字下野田地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	道路土工一式 地盤改良工 置換工 20m ³ 擁壁工 現場打L型擁壁(1.0~2.3m) 76m プレキャストL型擁壁(1.6~2.2m) 112m 仮設工一式							
予定価格(税込)	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日(火)午前9時から 令和4年9月8日(木)午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日(金)午前9時から 令和4年9月12日(月)午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日(火)午前11時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、北区又は大宮区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から							
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課		さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 電話 048-878-5140							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1304号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道1360号線外）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10

分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア スマイルロード整備工事（R4市道1360号線外） イ スマイルロード整備工事（R4市道30576号線外） ウ スマイルロード整備工事（R4市道イワ212号線） エ 釣上新田地内排水路整備工事（北河R4）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。
契約整理番号	04-4365-80
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道1360号線外）

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

工事場所	さいたま市岩槻区大字上野地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長 437.1m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝 (300×300) 722m (横断仕様、Z付、300×300) 15m 横断暗渠 (300×240) 4m 角型集水ます (□500、深 550) 8箇所 舗装工 下層路盤 (RC-40、t=19 cm) 226 m ² 上層路盤 (RM-40、t=15 cm) 226 m ² 表層 (再生密粒度 As-20、t=5 cm) 2170 m ² 付帯工一式							
予定価格 (税込)	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日 (火) 午前9時から 令和4年9月8日 (木) 午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月 9日 (金) 午前9時から 令和4年9月12日 (月) 午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日 (火) 午後3時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日 (月) から						
	質問受付期間	令和4年8月29日 (月) 午前9時から 令和4年9月 5日 (月) 午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日 (木)						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4365-81							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道30576号線外）							
工事場所	さいたま市北区別所町地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

概要	概算数量発注方式による発注 延長330m 幅員4.0～6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）634m 横断暗渠（300×240）9m 切回し側溝（にげ600）1箇所 舗装工 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）1500㎡ 上層路盤（C-30、t=10cm、14cm）197㎡ 下層路盤（RC-40、t=15cm、26cm）197㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後3時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4365-82							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道イワ212号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字平林寺地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

概要	概算数量発注方式による発注 延長 262.0m 幅員 6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（300型）510m 横断暗渠（300×240）13m 角型集水柵（□500、深550）2箇所 舗装工 下層路盤（RC-40、t=19cm）162㎡ 上層路盤（RM-40、t=15cm）162㎡ 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）1300㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月 9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後3時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月 5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はIの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4368-18							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	釣上新田地内排水路整備工事（北河R4）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字釣上新田地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

概要	延長 188m 水路土工一式 水路築造工 (U600×800) 173m (HP φ 600) 11m 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月 9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後3時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月 5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1305号

さいたま市の発注する「新川第2排水区下水道工事（北建-R4-2004）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）

）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としな

い。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10

分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 新川第2排水区下水道工事（北建-R4-2004） イ スマイルロード整備工事（R4市道2703号線） ウ 柏崎排水路整備工事（北河R4）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。
契約整理番号	04-4387-32
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	新川第2排水区下水道工事（北建-R4-2004）
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内
履行期間	契約確定の日から令和5年3月10日まで
概要	延長48.1m マンホールポンプ工一式 管きょ工 開削（φ250mm、硬質塩ビ管、流入管）5.8m（φ150mm、ダクタイル鋳鉄管、圧送管）42.3m マンホール兼立坑工 コンクリート製ブロック2号マンホール1箇所 付帯工一式

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

予定価格（税込）	32,010,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後4時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	04-4365-84
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道2703号線）
工事場所	さいたま市岩槻区大字金重地内外
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで
概要	概算数量発注方式による発注 延長196m 幅員5.7~7.8m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝工（300×300）261m L型長尺U形側溝工（300×300）36m 集水樹（□500、深550）5箇所（□500、深950）1箇所 横断暗渠（300×240）16m 舗装工 下層路盤（RC-40）114㎡ 上層路盤（RM-40）115㎡ 不陸整正（RM-40、平均t=4cm）1170㎡ 表層工（再生密粒度As-20、t=5cm）1170㎡ 付帯工一式

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から 令和4年9月12日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後4時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
/	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	04-4368-19							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	柏崎排水路整備工事（北河R4）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字横根地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							
概要	U型水路布設工（U1600×2000）31.1m 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年9月6日（火）午前9時から 令和4年9月8日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年9月9日（金）午前9時から							

さいたま市告示一覧（令和4年8月16日から同月31日まで）

開札の場所及び日時		令和4年9月12日（月）午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年9月13日（火）午後4時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年8月29日（月）から						
	質問受付期間	令和4年8月29日（月）午前9時から 令和4年9月5日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年9月8日（木）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3231							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1306号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）
尿素水（単価契約）
- (2) 納入場所
さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- (3) 予定数量
80,000kg
- (4) 特質等
入札説明書のとおり
- (5) 契約期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」で掲載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月15日（木）及び令和4年9月16日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月26日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1307号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）
重金属固定剤（飛灰処理用）（単価契約）
- (2) 納入場所
さいたま市西区大字宝来52-1 さいたま市西部環境センター
- (3) 予定数量
52,000kg
- (4) 特質等
入札説明書のとおり
- (5) 契約期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月9日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月15日（木）及び令和4年9月16日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月26日（月）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1308号

さいたま市立高等学校図書管理システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年8月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立高等学校図書管理システム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区元町1-28-17外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年12月1日から令和9年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
担当 管理係 電話 048(829)1673

(2) 交付期間

告示の日から令和4年9月16日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年9月22日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年9月28日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月30日（金）午後1時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年9月30日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま都市計画事業大門上・下野田特定土地区画整理事業50街区3-1画地、3-3画地、3-4画地、3-5画地、3-6画地、3-7画地、3-8画地、3-9画地、3-10画地、3-11画地、3-12画地、3-13画地、3-14画地、3-15画地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県蕨市中央一丁目10番2号

株式会社高砂建設 代表取締役 風間 健

3 許可番号

令和4年3月17日

第開-S2021069号

4 検査済証番号

令和4年8月29日

第完-S2021069号

さいたま市告示第1310号

令和4年さいたま市議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和4年9月7日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂

さいたま市告示第1311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年8月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字上野田字向原368番、369番1、370番1、371番、373番、374番、375番、376番、377番1、378番1、379番、380番、381番、382番、396番、397番、400番、401番1、403番1、404番1、405番、406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番、419番、420番、422番、423番、424番、425番、426番、427番、428番、429番、430番1、430番3、4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府枚方市春日西町三丁目45番1号

コフジ物流株式会社 代表取締役 堂坂 佳延

3 許可番号

令和4年8月17日

第 変2S2020J002号

4 検査済証番号

令和4年6月27日

第 完-S2020J002号